



**令和6年度  
(2024年度)**

# **入所申込について**

**(保育所・認定こども園・小規模保育事業)**

**東海市**





## 目 次

	ページ
・ 保育所等の名称と所在地	1～2
・ 保育の実施状況及び保育時間について	3～4
・ 入所するには	5～6
・ 令和6年度（2024年度）東海市保育料月額表	7
・ 早朝・延長保育の利用について	8～9
・ 給食費について	9
・ 入所の承諾について	10
・ 入所後の注意について	10
・ 育児休業明け予約入所について	11
・ 健康診断等について	11
・ 保育料等の支払いについて	11
・ 令和6年度（2024年度）保育の必要性認定指数表	12～13
・ 保育所入所申込書について	14
・ 保育所入所申込書（兼保育児童台帳）「記載例」	15
・ 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書について	16～17
・ 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書「記載例」	18～19
・ 保育所等利用状況申出書について	20
・ 保育所等利用状況申出書「記載例」	21
・ 子育て支援事業	22～25

## 保育所等の名称と所在地

### 【市立】

#### ○ 保育所

	名 称	所 在 地	定員	電 話
1	一番畑保育園	名和町蓮池7番地	200人	052-603-0719
2	名和保育園	名和町池西45番地の1	200人	052-603-0707
3	名和東保育園	名和町南三宅山45番地	136人	052-604-0731
4	渡内保育園	荒尾町油田48番地の1	211人	052-604-0222
5	平洲保育園	富貴ノ台三丁目74番地	180人	052-603-0369
6	木庭保育園	富木島町峰畑10番地	125人	052-601-4115
7	みどり保育園	荒尾町寺前6番地の1	115人	052-604-8330
8	明倫保育園	富木島町貴船16番地の4	130人	052-603-0189
9	富木島保育園	富木島町向イ57番地	115人	052-603-0370
10	東山保育園	富木島町新藤棚51番地	210人	052-604-8320
11	大田保育園	大田町庄之脇15番地	232人	0562-33-0462
12	高横須賀保育園	高横須賀町塩田5番地の1	165人	0562-32-2425
13	横須賀保育園	元浜町11番地	112人	0562-32-0924
14	養父保育園	養父町大木之本27番地	153人	0562-32-0312
15	加木屋保育園	加木屋町順見51番地	232人	0562-32-1033
16	三ツ池保育園	加木屋町平子49番地の13	161人	0562-32-0313
17	大堀保育園	加木屋町東大堀28番地の34	206人	0562-34-9260
18	加木屋南保育園	加木屋町南鹿持27番地	139人	0562-34-8207

※令和9年度末に名和東保育園、令和10年度末に加木屋南保育園が廃園となります。廃園に伴い、受入可能人数を縮小していく予定です。令和6年度は、名和東保育園の1歳児の募集はありません。

**【私立】※ 私立施設では、保育料や早朝延長保育使用料のほか、別途費用の負担が必要となる場合があります。詳しくは各施設までお問い合わせください。**

○ 保育所

	名 称	運営主体	所 在 地	定員	電 話
1	エチュード上野台	社会福祉法人 千寿会	富木島町新藤塚 30番地	38人	052-601-8855
2	きだっこえん	社会福祉法人 福寿園	大田町庄之脇 22番地	30人	0562-36-1207
3	memorytree 社山保育園	株式会社 nexus	加木屋町北社山 18番地44	90人	0562-74-9003

○ 幼保連携型認定こども園

	名 称	運営主体	所 在 地	定員	電 話
1	※ 葵名和幼稚園	学校法人 葵学園	名和町一枚畑 15番地の39	147人	052-603-2569
2	※ 明佳幼稚園	学校法人 明佳学園	加木屋町北平井 54番地	103人	0562-34-9512

※ 1号認定（教育認定）の定員を除く。なお、1号認定での入所を希望する場合は、直接施設へ申込及びお問い合わせください。

○ 小規模保育事業

	名 称	運営主体	所 在 地	定員	電 話
1	memorytree 名和北保育園	株式会社 nexus	名和町寝覚 298番地	19人	052-890-5171
2	memorytree 太田川保育園	株式会社 nexus	東海市高横須賀町 葭山1020番地	19人	0562-749-101
3	荒尾サンフレンズ 保育園	サンヨーホームズ コミュニティ株式会社	荒尾町御幣土 138番地	19人	052-217-4774
4	加木屋町 サンフレンズ保育園	サンヨーホームズ コミュニティ株式会社	加木屋町木之下 118番地の3	19人	0562-38-5301
5	memorytree 名和町保育園	株式会社 nexus	名和町向イ 40番地の1	19人	052-890-5371
6	memorytree 伏見保育園	株式会社 nexus	富木島町伏見四丁 目15番地12	19人	052-890-2771
7	はな保育室 たかよこすか	株式会社 はな保育	高横須賀町五丁目 122 ウィルM1階	19人	0562-57-5330
8	名和駅前 サンフレンズ保育園	サンヨーホームズ コミュニティ株式会社	名和町一丁目93 番地	19人	052-602-7016
9	めいてつ保育ステーション 大池公園ぼっぼ園	株式会社 名鉄スマイルプラス	荒尾町丸根1番22マックス バリュー東海荒尾店2階	19人	052-627-1919
10	はな保育室かぎや	株式会社 はな保育	加木屋町寺ノ前3 7番地1	19人	0562-38-7705
11	memorytree 名和寺徳保育園	株式会社 nexus	名和町寺徳1番6	19人	052-750-1320

## 保育の実施状況

保育園名	保育内容 (※1)	0歳	1歳	2歳	3歳以上	特別支援保育			連携施設 (※2)
						3歳	4歳	5歳	
公立	一番畑保育園		○			○	○	○	
	名和保育園	○	○			○	○	○	
	名和東保育園								
	渡内保育園	○	○			○	○	○	
	平洲保育園		○			○	○	○	
	木庭保育園	○	○						
	みどり保育園	○	○						
	明倫保育園		○			○	○	○	
	富木島保育園	○	○			○	○	○	
	東山保育園	○	○	○	○	○	○	○	
	大田保育園	○	○			○	○	○	
	高横須賀保育園		○			○	○	○	
	横須賀保育園	○	○			○	○	○	
	養父保育園	○	○						
	加木屋保育園	○	○			○	○	○	
	三ツ池保育園	○	○			○	○	○	
大堀保育園	○	○			○	○	○		
加木屋南保育園		○							
私立	エチュード上野台	○							東山・富木島・明倫
	きだっこえん	○							大田・高横須賀
	memorytree 社山保育園	○			○				なし
	葵名和幼稚園	☆			○				なし
	明佳幼稚園				○				なし
	memorytree 名和北保育園	○							一番畑・名和東
	memorytree 太田川保育園	○							大田・横須賀
	荒尾ツフリス保育園	○	○	○					平洲・木庭
	加木屋町ツフリス保育園	○							加木屋・三ツ池・養父
	memorytree 名和町保育園	○							名和・名和東・渡内
	memorytree 伏見保育園	○							富木島・大田・木庭
	はな保育室たかよこすか	○							高横須賀・横須賀・養父
	名和駅前ツフリス保育園	○							一番畑・名和・名和東
	めいてつ保育ステーション大池公園ぼっぼ園	○							木庭・平洲・みどり
	はな保育室かぎや	○							大堀・三ツ池・加木屋南
memorytree 名和寺徳保育園	○							渡内・名和・名和東	

(※1) 0歳児保育は、施設によって入所開始可能日が異なりますのでご注意ください。

(1) 上表該当箇所が○の施設…月齢3か月を迎えた月の翌月1日から

(2) 上表該当箇所が☆の施設…月齢6か月を迎えた月の翌月1日から

(※2) 3・4・5歳児保育を実施していない保育所等は、2歳児クラスから3歳児クラスに上がる際、連携施設に優先的に転園が可能です。ただし、空き状況により希望の保育所に入所できない場合があります。ご了承ください。

### 保育時間について

保育時間は、「保育の必要性の認定」に必要な書類の内容により“保育短時間認定”と“保育標準時間認定”の2つに分けられます。ただし、施設により異なるためご注意ください。

※ 保育時間のうち必要と認められる時間に限り、保育所等の利用ができます。

#### 【市立保育園・エチュード上野台・きだっこえん・葵名和幼稚園・小規模保育事業】

	保育時間	説明
保育短時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後4時	午後4時以降の <u>保育を必要としない方</u> の利用時間です。
保育標準時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後7時	午後4時以降の <u>保育の必要性が認められた方</u> の利用時間です。
早朝保育	月曜日～土曜日 午前7時30分～午前8時	保護者の就労時間等の都合により、保育標準時間・保育短時間の保育の時間より早い時間の保育を必要とする方の制度です。

#### 【memorytree 社山保育園・明佳幼稚園】

	保育時間	説明
保育短時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後4時	午前8時以前及び午後4時以降の <u>保育を必要としない方</u> の利用時間です。
保育標準時間	月曜日～土曜日 午前7時30分 ～午後6時30分	午前8時以前又は午後4時以降の <u>保育の必要性が認められた方</u> の利用時間です。
早朝保育	月曜日～土曜日 午前7時30分～午前8時	保護者の就労時間等の都合により、保育短時間の保育の時間より早い時間の保育を必要とする方の制度です。
延長保育	【memorytree 社山保育園】 月曜日～土曜日 午後6時30分～午後8時	保護者の就労時間等の都合により、保育標準時間の保育の時間より遅い時間の保育を必要とする方の制度です。
	【明佳幼稚園】月曜日～土曜日 午後6時30分～午後7時	

## 入所するには

保育所に入所するためには、父母が次の「保育の必要な事由」に該当し、入所申込と同時に「保育の必要性の認定」の申請を行い、市の認定を受けていただく必要があります。認定の場合、「認定証」を発行するとともに保育所等の利用調整を行います。

	保育の必要な事由		説 明
1	就 労	仕事をしている場合	保護者が毎月60時間以上就労する(フルタイムのほか、パートタイム、夜勤、居宅内労働等、基本的に全ての就労を含む。)ことを常態とする場合 (標準時間認定・短時間認定)
2	出産の前後	母親が妊娠中又は出産後間がない場合	出産又は出産予定日の月、出産予定日前2か月及び出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間のうち必要な期間 ※ 多胎児の場合、出生予定日前3か月から入所が可能です。(標準時間認定・短時間認定)
3	疾 病 等	疾病にかかり又は負傷しているため、児童の保育ができない場合	保護者が保育できない病気又は心身に障害を有している場合 (標準時間認定・短時間認定)
4	介 護	同居の病人等の介護をしているため、児童の保育ができない場合	児童と同居する、長期にわたる病人又は心身に障害のある人がいるため、居宅内又は居宅外(病院への付き添い等)で月60時間以上常時介護にあっており、児童の保育ができない場合 (標準時間認定・短時間認定)
5	災 害	火災・風水害・地震などで、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	(標準時間認定・短時間認定)
6	求職活動	求職活動を行っている場合	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている場合で、教育・保育給付認定日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間のうち必要な期間
7	就 学	学校教育法等に規定する学校又は職業訓練校に在学している場合	保護者が毎月60時間以上(自宅学習に係る時間は除く)就学することを常態とする場合 (標準時間認定・短時間認定)
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合 (標準時間認定・短時間認定)	
9	育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の育児休業開始時に、就労(出産前後へ変更した場合を含む)を理由として在園している児童(2歳児)であり、継続入所が必要であると認める場合</li> <li>・ 在園児(3歳児以上)の保護者が育児休業を取得した場合であり、継続入所が必要であると認める場合</li> <li>・ 育児休業を取得している保護者の児童(3歳児以上)が新規入所する場合であり、当該児童の就学前までに育児休業取得中の企業等に復職する場合 (短時間認定のみ)</li> </ul>	
10	特例の場合	上記1～9に類する状態にある場合 (標準時間認定・短時間認定)	

### 市町村民税関係書類について

- 令和5年(2023年)1月2日以降に東海市に転入された方  
令和5年度市町村民税課税額を証明する書類(市町村民税課税証明書等)又は、個人番号(マイナンバー)申告書が必要となります。



【父母以外に同居家族（祖父母、おじ、おば等）がいる場合】

同居の親族の方が子どもを保育することができる場合にも、保育の認定の申請及び入所申込をすることができます。ただし、一斉入所の選考の際、優先度が下がりますのでご注意ください。

なお、65歳未満の同居家族において保育ができない証明（就労証明書等）がある場合は、優先度は上がりません。

必 要 な 書 類	
	※ 保護者ごとに保育の必要性の確認をしますので、保護者それぞれの書類が必要となります。ご注意ください。
1	<p>① 居宅外労働及び居宅内労働(自営を除く。)</p> <p>◎「就労証明書」(様式)</p> <p>② 自営 ※法人は①の扱いとする</p> <p>◎「就労証明書」(様式)</p> <p>「個人事業の開廃業等届出書の写し」等</p>
	令和6年(2024年)10月の一斉入所受付より就労証明書の様式が変更されておりますので、ご注意ください。
2	<p>「医師又は助産師の出産(予定)証明書」又は「母子健康手帳の写し」</p> <p>※母子健康手帳は原本の提示並びに母親の名前及び出産(予定)日がわかるページの写しの提出</p>
3	「医師の証明書」「障害者手帳の写し」等、状況により必要書類を提出
4	「医師の証明書」又は「介護保険被保険者証の写し」等状況により必要書類を提出 申立書(様式)
5	状況により必要書類を提出
6	「求職活動申立書」(様式) ハローワークカードの写し又は受付票の写し
7	「学生証」「在学証明書」「学校のカリキュラム」等
8	状況により必要書類を提出
9	◎「就労証明書」(様式)
	令和6年(2024年)10月の一斉入所受付より就労証明書の様式が変更されておりますので、ご注意ください。
10	状況により必要書類を提出

◎ (注意) 事業者名等が記載されている就労証明書及び育児休業証明書等を無断で作成または改変を行った場合、有印私文書偽造、有印私文書変造の罪に問われる場合があります。

● 令和6年(2024年)1月2日以降に東海市に転入された方  
令和5年度及び令和6年度市町村民税課税額を証明する書類(市町村民税課税証明書等)又は、個人番号(マイナンバー)申告書が必要となります。  
※課税証明書は市町村民税均等割額及び所得割額の記載のあるもの

## 令和6年度（2024年度） 東海市保育料月額表

保育料の額（階層）は、入所児童と生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。祖父母等）のすべてについて、それらの者の市町村民税（均等割及び所得割）の合計額により決定されます。

3歳以上児につきましては、幼児教育・保育無償化により保育料が無償化されます。ただし、給食費（主食費・副食費）が別途必要になります。詳しくは「給食費について」（P.9）をご確認ください。

（単位：円）

世帯の階層		保育児童	標準時間保育児童			短時間保育児童		
			0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
A	生活保護法及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	A・B階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみの課税世帯）		6,400	5,700	5,400	6,200	5,600	5,300
D 1	A階層を除き市次町の村区分に課税当世帯であるものの所得割の年	48,600円未満	8,500	7,500	7,100	8,300	7,300	6,900
D 2		48,600円以上 58,800円未満	11,900	10,800	10,300	11,600	10,600	10,100
D 3		58,800円以上 97,000円未満	22,100	20,400	19,900	21,700	20,000	19,500
D 4		97,000円以上 132,600円未満	30,900	29,300	28,300	30,300	28,800	27,800
D 5		132,600円以上 169,000円未満	40,300	39,000	36,500	39,600	38,300	35,800
D 6		169,000円以上 301,000円未満	46,800	45,200	43,200	46,000	44,400	42,400
D 7		301,000円以上	50,500	48,800	46,800	49,600	47,900	46,000

※令和6年4月分～令和6年8月分保育料は、令和5年度市町村民税により算定し、令和6年9月分～令和7年3月分保育料は、令和6年度市町村民税により算定します。

- (1) 同一世帯で子ども（年齢制限はありません）を2人以上養育している場合の第2子以降の保育料は0円
- (2) 市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯で、世帯に要保護者等が属する場合、保育料は0円

※ 要保護者等とは…生活保護法に規定する要保護者、母子・父子又は寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者、障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者等

※ 保育所等への出席の有無にかかわらず、当該月に在籍する場合は、その月の保育料等を納入していただきます。

## 早朝・延長保育の利用について（標準時間・短時間保育共通）

延長保育は、保護者の就労等の支援及び子どもの保育を目的として、実施しています。保護者の方が安心して働いていただける反面、子どもは長時間集団生活をするようになります。そのため、延長保育は常に実施するものでなく、「保育の必要な事由」（就労・介護等）に基づき利用していただくものです。

なお、延長保育の内容に変更がある場合は、前月の20日までに必要な書類を整え、園長に「保育所等利用状況申出書（早朝・延長・土曜日）」を提出してください。

### ○ 市立18保育園、エチュード上野台、きだっこえん、小規模保育事業

1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 月額700円

（注意事項）

開園時間は7時30分です。大切なお子さんを保育するうえで十分に体制が整う7時30分以降の入室をお願いします。登園後の準備や検温に要する時間も考慮してください。

2 延長保育（短時間保育児童）（16：00～最大19：00）

延長保育使用料（月額）						（単位：円）
世帯の階層	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	
A	0	0	0	0	0	令和6年4月分～8月分は令和5年度市町村民税により算定し、令和6年9月分～令和7年3月分は令和6年度市町村民税により算定
B	0	0	0	0	0	
C	200	100	100	100	100	
D 1	200	200	200	100	100	
D 2	300	200	200	200	200	
D 3	400	400	400	300	300	
D 4	600	500	500	400	400	
D 5	700	700	700	400	400	
D 6	800	800	800	500	400	
D 7	900	900	800	500	400	

※この表の適用となるのは、「短時間保育児童」です。

「標準時間保育児童」については、延長保育使用料分は保育料に含まれており、延長利用可能時間は、「保育所等利用状況申出書」に記載された時間内となります。

（注意事項）

- ・ 保育所等の延長保育については、保護者の就労時間等に応じた時間が利用可能であり、就労時間が終わる等「保育の必要な事由」が終了次第お迎えにお越しくください。
- ・ 閉園時間は19時です。19時に身支度を済ませ園を出られるよう、御協力ください。
- ・ 利用の有無にかかわらず、各契約月の初日に在籍する場合は、その月の使用料を納入していただきます。
- ・ 契約時間が守られない場合や、実質勤務時間と送迎時間との差が大きい場合は、この制度の利用をお断りする場合があります。

### ○ 葵名和幼稚園（※ 詳細については、葵名和幼稚園へ直接お問合せください。）

1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 月額700円

2 延長保育（16：00～最大19：00）

「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、延長保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。

16：00～17：30	200円/回
17：30～19：00	200円/回

### ○ 明佳幼稚園（※ 詳細については、明佳幼稚園へ直接お問合せください。）

1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 200円/回

「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、早朝保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。

2 延長保育（16：00～最大19：00）

「短時間保育児童」については、(1)及び(2)が該当、「標準時間保育児童」については、(2)のみ該当となります。

(1) 16：00～18：30	200円/回
(2) 18：30～19：00	200円/回

## ○ memorytree社山保育園

(※ 詳細については、memorytree社山保育園へ直接お問合せください。)

- 1 早朝保育 (7:30~8:00) 使用料 300円/回  
「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、早朝保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。

- 2 延長保育 (16:00~最大20:00)

### 【スポット利用】

「短時間保育児童」「標準時間保育児童」のどちらも対象になります。

- (1) 16:00~18:30 使用料 30分ごとに300円  
(2) 18:30~19:00 使用料 300円/回  
(3) 19:00~19:30 使用料 500円/回  
(4) 19:30~20:00 使用料 500円/回 夕食 300円/回 (※)

### 【月額利用】

「標準認定児童」が対象となります。

- (1) 18:30~19:00 使用料 月額1,000円 (補食費込み)  
(2) 18:30~20:00 使用料 月額3,000円 夕食 300円/回 (※)

※ 夕食を付けない場合は補食が出ます。

## 給食費について

令和元年(2019年)10月1日からの幼児教育・保育無償化により、これまで保育料に含まれていた3歳児~5歳児の副食費について、主食費と併せて実費負担となりました。

0歳児~2歳児については、これまでどおり主食費及び副食費は保育料に含まれています。

3歳児~5歳児のお子様について、年齢に関わらず次のとおり給食費(主食費・副食費)がかかります。また、保育所等によって金額が異なります。御注意ください。

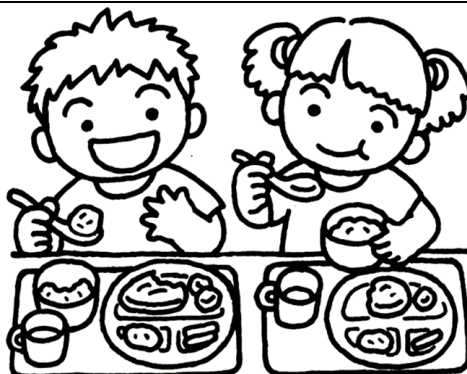
(単位:円)

対象施設	給食費(月額)		
	主食費	副食費	
市立18保育所(特別利用保育児童含む)	900	4,400	5,300
保育所 memorytree社山保育園	1,300	4,500	5,800
幼保連携型認定こども園 葵名和幼稚園	1,100	4,500	5,600
幼保連携型認定こども園 明佳幼稚園	1,000	4,500	5,500

※ 詳細については、施設へお問い合わせください。

(注意事項)

- 次のいずれかに該当する場合、副食費が無償となります。
- (1) 市町村民税所得割額が57,700円(世帯に要保護者等が属する場合及び特別利用保育の方は77,101円)未満の世帯  
※ 令和6年4月分~令和6年8月分は、令和5年度市町村民税により判定し、令和6年9月分~令和7年3月分は、令和6年度市町村民税により判定します。
- (2) 同一世帯で子ども(年齢制限はありません)を2人以上養育している場合の第2子以降の場合



## 入所の承諾について

保育の必要性の認定後、慎重に審査し、入所調整を行います。

入所園の決定時期は、10月の一斉入所受付分が、令和6年2月下旬ごろとなります。

また、年度途中の入所は原則毎月1日からです。入所希望月の前月の20日までに保育の必要性の認定申請及び保育所等の入所申込を行ってください。認定及び入所の可否の決定後、認定証及び入所承諾書（公立保育園及び私立保育所へ入所の方のみ）をお送りします。

- 1 入所の理由が不明確な場合、家庭調査を実施したうえで保育の必要性の認定及び入所調整を行います。保護者が保育の必要性の事由に該当しなくなった場合又は偽りの届出があった場合等には、認定取消（退所）等となる場合があります。
- 2 入所の申込みに際し、育児と仕事との両立ができるよう、ご自身の勤務条件、児童の送迎等について事前によく検討してください。
- 3 保育所等の定員の関係等により、希望される保育所等に入所できず、他の保育所等に入所していただく場合もありますので、あらかじめご承知ください。

## 入所後の注意について

- 1 次の場合、その都度速やかに施設長に連絡し、各種書類を提出してください。
  - (1) 住所、家族構成・家族の状況が変わったとき。
  - (2) 退園するとき。
  - (3) 保育の必要な事由（就労、妊娠出産等）の変更
  - (4) 保育の必要な事由の内容（勤務先、就労時間、疾病状況等）の変更
  - (5) 育児休業明け予約の場合、育児休業期間の変更
  - (6) 税関係の申告等で税額等に変更が生じたとき。
- 2 緊急連絡先を変更する場合は、必ず保育所等に連絡してください。
- 3 児童が長期欠席する場合は、必ず保育所等に理由を申し出てください。保育所等の利用が約30日以上無い場合は保育の必要な事由の消滅とみなし、認定取消（退所）等となる場合があります。
- 4 入所後、感染疾患その他心身の異常等により集団生活が不相当と認められる児童は、保育の停止又は退所となります。
- 5 保護者の就労等が休みの場合の保育について  
保育所等は「保育の必要な事由」の範囲内での利用となるため、0・1・2歳児の方は、就労の場合は休日（有給・育児休暇を含む）、求職活動の場合は活動しない日等、「保育の必要な事由」に該当しない日は、保育所等の利用できません。
- 6 転園は、空きがある場合、年度初めからのみ可能です。毎年9月頃に転園希望調査を行っています。なお、年度途中の転園は、原則できません。

## 育児休業明け予約入所について

保育所等では、育児休業期間終了日が令和7年3月30日までの方について、育児休業明け予約入所として年度途中での入所の承諾を行います（申込の際に提出した就労証明書に記載された就労先で復職する場合に限ります。）。

また、0歳児～2歳児について、入所が決定した際に復職を早める（育児休業を短縮する場合、事業所の発行する就労証明書に短縮する育児休業期間の記載があれば、早めた復職日での申込みが可能です。（ただし、もとの育児休業期間終了日が令和7年3月30日までの場合に限ります。）

### 【ならし保育について】

育児休業明け予約入所の場合のみ、復職日の1週間前の平日からならし保育の利用が可能です。（1週間前の日付が休園日にあたる場合はその次の平日からになります。）ご希望の方はならし保育希望月の前月の20日までに園長にお申し出ください。ただし、令和6年4月1日以前の利用はできません。

育児休業明け予約入所及びならし保育は、東海市内すべての保育所等で実施予定です。

※3歳児以上は育児休業の復職日が小学校就学前であれば、令和6年4月1日からの入所も可能です。（育児休業に係る認定につきましては、5ページをご参照ください。）

## 健康診断等について

保育所等では入所前に健康診断、入所後に内科健診及び歯科検診の受診が必要です。受診料については、保育所等によって異なりますので、ご注意ください。詳しい金額等は各施設にお問合せください。なお、市立18保育園の場合、一斉入所申込者については、受診料は必要ありません。随時申込者については、入所前の健康診断のみ実費で受診していただきます。

## 保育料等の支払いについて

市立18保育園の保育料、早朝・延長保育料、給食費等及び私立保育所（認定こども園及び小規模保育事業は除く）の保育料（早朝・延長保育料及び実費徴収費用は除く）は東海市が徴収します。徴収方法につきましては、「東海市立保育園入園のしおり」をご確認ください。その他の保育所等につきましては、施設により徴収方法等が異なります。詳しくは、各施設へお問合せください。

毎月の保育料等は、入所児童と生計を一つにしている保護者及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等。ただし家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の合計額に応じて決定しております。9月の税の参照年度の切り替えに伴い、保護者が主宰者としての基準を満たしているかを判定しており、結果によって保育料等の算定対象者が変更になる場合があります。市町村民税は前年の収入に基づいて計算されているため、前年から家庭状況が大きく変化している場合は、通っている保育所等の施設長にご相談ください。



## 令和6年度(2024年度) 保育の必要性認定指数表

保育所No.		保護者名		児童名		保育必要量	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短
保育認定事由	就労 妊娠・出産 疾病等 介護 災害 求職活動 就学 虐待・DV 育児休業 その他						

### 1 基本指数(父・母・養育者の状況:主たる保護者2名分を基本指数とします)

番号	事由		細項目		基本指数 (主たる保護者2名)			
					続柄 父	続柄 母		
1	就労		就労時間月	160 時間以上		12	12	
			就労時間月	140 時間以上 160 時間未満		11	11	
			就労時間月	120 時間以上 140 時間未満		10	10	
			就労時間月	100 時間以上 120 時間未満		9	9	
			就労時間月	80 時間以上 100 時間未満		8	8	
			就労時間月	60 時間以上 80 時間未満		7	7	
2	妊娠・出産		出産の前後				12	
3	疾病等	疾病	入院	長期の入院期間中		12	12	
			在宅	重度	常時安静又は通院頻度が高い		11	11
				その他	上記以外		6	6
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1級を所持している場合		12	12			
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B・C又は精神障害者手帳2・3級を所持している場合		11	11			
上記以外の手帳その他により障害があり、保育ができないと判断される場合		6	6					
4	介護		寝たきり者等の付き添い(常時観察と介護を要する)		12	12		
			月120時間以上の介護		9	9		
			月60時間以上120時間未満の介護		6	6		
5	災害		火災等による家屋損傷等の災害復旧		12	12		
6	求職活動		求職活動を継続的に行っている場合		3	3		
7	就学		就学時間月	160 時間以上		12	12	
			就学時間月	140 時間以上 160 時間未満		11	11	
			就学時間月	120 時間以上 140 時間未満		10	10	
			就学時間月	100 時間以上 120 時間未満		9	9	
			就学時間月	80 時間以上 100 時間未満		8	8	
			就学時間月	60 時間以上 80 時間未満		7	7	
8	虐待・DV		虐待やDVのおそれがある場合		12	12		
9	育児休業		育児休業を取得しており、復職が令和7年度以降の場合(3歳以上のみ該当) ※ 令和6年度中の復職者は就労の指数を使用		3	3		
10	その他		上記1～9に類する場合		番号1～9を準用	番号1～9を準用		

## 2 調整指数

番号	世帯の状況	調整指数
1	保護者のいずれかが家族又は親族が経営する自営業・農業に就労している場合	-2
2	生活保護世帯	+3
3	保護者以外に65歳未満の同居人がいる場合で、当該同居人が入所基準(求職活動を除く)を満たしていない場合	-3
4	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	+3
5	希望する保育所等が0歳児保育を実施していないため、兄弟姉妹が別々の保育所等を希望する場合	+3
6	保育料等を長期にわたり正当な理由なく滞納している場合	-5
7	虐待やDVのおそれが特に強いなど、社会的養護の必要な場合	状況に応じて加減
8	ひとり親世帯の場合	+14
9	保護者のいずれかが単身赴任等をしている場合	+12
10	小学校区内の保育所等を希望する場合(※4・5歳児のみ)	+2
11	保護者が二人共に通勤時間が1時間を超える場合	+1
12	育休により市内保育所等を退園した児童が、再度入所を希望する場合	+1
13	令和5年度の待機登録をしたうえで、令和5年10月1日時点及び入所申請時点で市内の認可外保育施設を月単位契約(半月単位等は除く)で利用している世帯	+1
14	認可保育所等で月60時間以上勤務する保育士が育児休業から保育士として復職する場合又は新たに当該施設で勤務する場合(就労内定を含む)	+2

## 3 認定指数(基本指数+調整指数)

基本指数	点	調整指数	点	合計	点
------	---	------	---	----	---

※ 上記の認定指数が同点であった場合は、抽選により優先順位を決定します。



# 記載例

「保育所入所申込書」

「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書」

「保育所等利用状況申出書（早朝・延長・土曜日）」

## 保育所入所申込書について

申込者は、次の事柄に注意して記載してください。 《記載例は次ページのとおり》

この申込書は、『東海市福祉事務所長が入所の審査の際に必要な個人情報及び保育料の算定に必要な税関係書類を閲覧することに同意します。』という同意書も兼ねています。

(1) 申込者は、児童1人ごとにそれぞれ1枚の申込書を提出してください。例えば、2人の児童が同時に入園申込みする場合は、申込書は2枚必要になります。

(2) 「保護者」の欄の記載

「氏名」は、楷書で記載してください。「住所」は、省略せずにマンション名、棟・号まで記載してください。「連絡先（電話）」はできるだけ日中連絡のつく保護者の電話番号を記載してください。

(3) 「入所児童名」の欄の記載

「氏名」には、ふりがなをつけてください。

(4) 「保育所等における保育を希望する期間」の欄

入所児童の保育所等における保育を希望する期間を記載してください。保育所等における保育の期間は、最長で小学校就学前までです。

(5) 「家庭の状況」欄の記載

申請する児童と同居している家族全員の状況（単身赴任中の方を含む）を記載してください。

- ・「氏名」、「生年月日」、「性別」は、住民基本台帳（住民票）に記載されているとおりに記載してください。
- ・「続柄」は、申請児童からみた続柄を記載してください。
- ・「職業」は、学生の場合は新学年を記載してください。
- ・「勤務先（学校名）」は、会社名等できるだけ詳しく記載してください。学生の場合は学校名を記載してください。

(6) ※東海市記載欄及び裏面は記載しないでください。

\* 申込書の添付書類が不備ですと、受付出来ない場合がありますので、事前に記載し、記載もれのないようにしてください。

※の欄は記入不要です

※認定者番号	※児童番号	※年齢 5・4・3・2・1・0
<h2 style="margin: 0;">保育所入所申込書</h2> <p style="margin: 0;">(兼保育児童台帳)</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(あて先) 東海市福祉事務所長</p> <p style="text-align: right;">(保護者) 氏名 <b>東海 太郎</b></p> <p style="text-align: right;">現住所 <b>東海市中央町一丁目1番地</b> (アパート名 棟 号)</p> <p style="text-align: right;">連絡先(電話) <b>090-9999-●●●●052-603-2211</b></p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             日中連絡のつく 保護者の連絡先         </div> <p>保育所等への入所につき次のとおり申込みます。 なお、東海市福祉事務所長が入所の際に必要な個人情報及び保育料の算定に必要な税関係書類を閲覧することに同意します。</p>		

入所児童名	ふりがな <b>とうかい てつお</b> (男) (女)	保育所等における保育を希望する期間	令和●●年 <b>4月 1日</b> から
	<b>東海 鉄雄</b> 平成・令和 〇〇年〇〇月〇〇日生		令和●●年 <b>3月 31日</b> まで

家庭状況 (入所児童を除く同居の方全て)	氏名	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">                 単身赴任中の方は、氏名の後ろに「(単身赴任中)」と記入してください。             </div>			勤務先 (学校名)	備考
	<b>東海 太郎</b>				<b>▲▲株式会社</b>	
	<b>花子</b> 母	<b>H3.3.3</b>	女	<b>パート</b>	<b>〇〇 〇〇店</b>	
	<b>楠雄</b> 兄	<b>H29.9.10</b>	男(女)	<b>小1</b>	<b>□□小学校</b>	
	<b>甚三郎</b> 祖父	<b>S37.1.1</b>	男(女)	<b>会社員</b>	<b>●●株式会社</b>	
	<b>フキ子</b> 祖母	<b>S40.9.2</b>	男(女)	<b>農業</b>	<b>△△市■町××</b>	
	<b>玉雄</b> 叔父	<b>H2.3.10</b>	男(女)	<b>農業</b>	<b>△△市■町××</b>	
	<b>ラン子</b> 叔母	<b>H8.2.10</b>	男(女)	<b>自営業</b>	<b>〇〇〇〇</b>	

※ 東海市記載欄

入所申込の承諾	可・否 (理由)	以下記入不要です				月 日
	令和 年 月 日 承諾 (印)					月 日
	主宰者判定	保険 税	主宰者 (養育費 有・無) 父・母・祖父・祖母		兄弟(兄・姉・弟・妹) 入所有[児No. ]	
現況確認欄	令和 年 月 日 調査 (印)			令和 年 月 日 調査 (印)		
	令和 年 月 日 調査 (印)			令和 年 月 日 調査 (印)		
	令和 年 月 日 調査 (印)			令和 年 月 日 調査 (印)		
	令和 年 月 日 調査 (印)			令和 年 月 日 調査 (印)		
	令和 年 月 日 調査 (印)			令和 年 月 日 調査 (印)		
	令和 年 月 日 調査 (印)			令和 年 月 日 調査 (印)		

《記載例は18・19ページのとおり》

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ東海市（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の申請書が必要になります。

**(表面)**

(1) 「保護者」欄の記載

「氏名」は、個人番号確認の負担を軽減するため、申請書を持参する保護者の氏名を楷書で記載してください。「個人番号」は、マイナンバーカードを元に12桁の個人番号を記載してください。「現住所」は、省略せずにマンション名、棟・号まで記載してください。

「連絡先（電話）」はできるだけ日中連絡のつく保護者の電話番号を記載してください。

(2) 「申請する就学前児童」欄の記載

「氏名」には、ふりがなをつけてください。「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当する方を○で囲んでください。「個人番号」欄は児童の個人番号（12桁）を記載してください。

(3) 「認定者番号」欄の記載

申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください（支給認定を受けていない場合は記入不要です）。

(4) 「保育の希望の有無」欄の記載

支給認定申請と同時に保育所等への入所を希望する場合は、「有」を○で囲んでください。（公立保育園の特別利用保育の利用を希望する場合は「無」を○で囲んでください。）

(5) 「世帯の状況」欄の記載

申請する児童と同居している家族全員の状況（単身赴任中の方を含む）を記載してください。

- ・ 「氏名」、「生年月日」、「性別」は、住民基本台帳（住民票）に記載されているとおりに記載してください。
- ・ 「児童との続柄」は、申請児童からみた続柄を記載してください。
- ・ 「職業」は、学生は新学年を記載してください。
- ・ 「勤務先又は学校名」は、会社名等できるだけ詳しく記載してください。学生は学校

名を記載してください。

- ・ 「課税の有無」は、該当するものを○で囲んでください。
- ・ 「個人番号」は、保護者の個人番号（12桁）を記載してください。
- ・ 「生活保護の適用の有無」は、該当するものを○で囲んでください。

(6) 「利用を希望する期間」欄の記載

保育の必要な事由（5ページ<1～10>）による、保育所の利用を希望する期間を記載してください。保育所における保育の期間は、最長で小学校就学前までです。

(7) 「希望する施設名」欄の記載

希望する順位に従い施設名を記載してください。

また、希望する施設が6つ以上の場合、「第6希望以降の施設」で「希望あり」にチェックを記入し、別紙「入所希望施設について」に第一希望から順に希望する施設を全て記入してください。案内を希望する施設が5つ以下の場合、「希望なし」にチェックを記入してください。なお、「希望あり」にチェックしたことにより入所が優先されることはありません。

(裏面)

(8) 「保育の利用を必要とする理由」欄の記載

申請児童の保護者ごとに、保育の必要な事由（5ページ<1～10>）のうち、該当する事由にチェックを記入し、その具体的な状況について同欄に記載してください。

(9) 「家庭の状況」欄の記載

該当する□にチェックを記入してください。

(10) 「希望する利用形態」欄の記載

保育の利用希望について、「利用する曜日」全てを○で囲み、主な利用時間を記載してください。

(11) 「税情報等の提供に当たっての同意」欄の記載

記載内容を確認のうえ、署名してください。

(12) 「※東海市記載欄」以下は記載しないでください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

②

(あて先) 東海市長

提出に来られる保護者氏名記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日

個人番号(マイナンバー)を記載する欄が3箇所あります。該当者の番号を記載してください。  
※すべて12桁です

申請者 氏名 **東海 花子**  
 (保護者) 個人番号 **456789123456**  
 現住所 **東海市中心一丁目1番地**  
 (アパート名 棟 号)  
 連絡先(電話) **090-9999-●●●●**

日中連絡のつく保護者の連絡先

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請する就学前児童	氏名 <small>(ふりがな)</small> <b>とうかい てつお</b> <b>東海 鉄雄</b>	生年月日 平成・令和 □年 □月 □日生	性別 <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	障害者手帳の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
個人番号	<b>234567890123</b>			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合のみ記入してください。			
保育の希望の有無(※)	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保育に欠ける理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) <input type="radio"/> 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)、保育所(特別利用保育)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は以下の①～④に、「無」を○で囲んだ場合は以下の①、②及び④に必要な事項を記入してください。

① 世帯の状況

申請する児童を除く同居の方	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業	勤務先又は学校名	課税の有無		個人番号
							前年度分市民税	当年度分市民税	
	<b>東海 太郎</b>	父	<b>S51.5.5</b>	男	<b>会社員</b>	<b>▲▲株式会社</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	<b>123456789123</b>
	<b>花子</b>	母	<b>H3.3.3</b>	女	<b>パート</b>	<b>〇〇 〇〇店</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	<b>456789123456</b>
	<b>楠雄</b>	兄	<b>H29.9.10</b>	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	<b>小1</b>	<b>□□小学校</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	<b>甚三郎</b>	祖父	<b>S37.1.1</b>	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	<b>会社員</b>	<b>●●株式会社</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	<b>フキ子</b>	祖母	<b>S40.9.2</b>	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	<b>農業</b>	<b>△△市■町××</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	<b>玉雄</b>	叔父	<b>H2.3.10</b>	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	<b>農業</b>	<b>△△市■町××</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	<b>ラン子</b>	叔母	<b>H8.2.10</b>	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	<b>自営業</b>	<b>〇〇〇〇</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="radio"/> 適用無し・ <input type="radio"/> 適用有り(令和)							

① 入所を希望した施設について入所調整を実施します。**希望がない施設については、調整(案内)しません。**  
 →入所を希望した施設に空きがない場合は、入所保留通知を郵送します。  
 ② 第1希望の施設の案内を受けたが辞退をする場合  
 →入所申込(全体)について辞退となります。  
 ③ 第1希望以外の施設の案内を受けたが辞退する場合  
 →第1希望のみでの待機となります。  
 ④ 入所調整後に入所希望施設を変更することはできません。

② 利用を希望する期間及び希望施設名

利用を希望する期間	令和●●年 <b>4月</b> ～ 令和●●年●●月●●日	
希望する施設名	施設名	
	第1希望	<b>●●保育園</b>
	第2希望	<b>△△保育園</b>
		<b>□□保育園</b>
		<b>▶▶保育園</b>
		<b>▲▲保育園</b>
	第6希望以降の施設	<input type="checkbox"/> 希望あり <input checked="" type="checkbox"/> 希望なし

◎第6希望以降施設を希望する方  
 →「希望あり」にチェックし、別紙「入所希望施設について」を記載及び提出してください。  
 ◎希望園が第5希望以下の方  
 →「希望なし」にチェックしてください

別紙「入所希望施設について」に希望園を記入し、提出してください。ただし、提出がない場合は「希望なし」とみなしますので、ご注意ください。

記入いただいた希望園以外の案内はしませんので、ご了承ください。

③ 保育の利用を必要とする理由等

※ 保護者の就労又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	児童との続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( ) (具体的な状況(就労時間、日数等や疾病の状況など)) <b>就労8:00~17:00(実労8時間) 月20日程度</b>	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( ) (具体的な状況(就労時間、日数等や疾病の状況など)) <b>就労11:00~16:00(実労4時間) 月16日程度</b>	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父母、親戚等と同居 <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用形態	利用する曜日(○で囲んでください)		利用する時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 月・ <input checked="" type="checkbox"/> 火・ <input checked="" type="checkbox"/> 水・ <input type="checkbox"/> 木・ <input checked="" type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 土		<b>10時30分から16時30分まで</b>

④ 税情報等の提供に当たっての同意

東海市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税等の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を見ることがあります。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

(署名欄) 保護者氏名 **東海 太郎**

※ 東海市記載欄

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 令和 年 月 日認定(印) (否とする理由)		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 ( <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間 )
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由) [ <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 ]	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
入所基準指数	点 (内訳) 基本指数: ( ) 点、( ) 点 調整指数: 点	
入所施設(事業者)名		
(入所施設名) ( <input type="checkbox"/> 認定こども園( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保( <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) ) ( <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 )		
備考		

※ 施設記載欄(施設(事業者)を経由して東海市に提出する場合)

受付年月日	令和 年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号: )
担当者及び連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(令和 年 月 日契約(内定)))・無
備考	

## 保育所等利用状況申出書について

申込者は、次の事柄に注意して記載してください。 《記載例は次ページのとおり》

この申込書は、早朝保育や延長保育の利用希望の有無に関わらず全員提出してください。

(1) 申出児童1人ごとにそれぞれ1枚の申出書を提出してください。例えば、2人の児童が同時に申し出をする場合は、申出書は2枚必要になります。

(2) 「保育所等名」の欄の記載

申出児童が既に在園の場合は、保育所等名を記入してください（保育所等が決定していない場合は記入不要です）。

(3) 「認定者番号」の欄の記載

申出児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該児童に係る認定者番号を記入してください（支給認定を受けていない場合は、記入不要です）。

(4) 「保育必要量」の欄の記載

申出児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けており、保育必要量が決定している場合は、該当する口にチェックを記入してください（支給認定を受けていない場合は記入不要です）。

(5) 「保育の利用を必要とする理由」の欄の記載

申出児童の保護者ごとに、保育の必要な事由（5ページ<1～10>）のうち、該当する事由にチェックを記入してください。

(6) 「希望する期間」の欄の記載

早朝・延長保育を希望する期間を記載してください。年度単位での申出になりますので、最長で令和7年3月31日までとなります。

(7) 「希望利用状況」の欄の記載

平日及び土曜日の利用時間の希望を記載してください。利用開始時間及び利用終了時間にチェックを記入してください。9時以降の利用開始を希望する場合は、9時にチェックを記入してください。16時以前の利用終了を希望する場合は、空欄に時間を記入のうえチェックを記入してください。

土曜保育が不要な場合は、不要にチェックを記入してください。

(8) 「通勤時間・手段」の欄の記載

保育の必要な事由が「就労」の場合、勤務先から希望園までにかかる通勤時間と通勤手段を記載してください。



保育所等利用状況申出書（早朝・延長・土曜日）

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 東海市長

(保護者) 氏名 **東海 太郎**

現住所 **東海市中央町一丁目1番地**

(アパート名 棟 号)

連絡先(電話) **090-9999-●●●●.052-603-2211**

保育所等利用状況について、下記のとおり申し出ます。

保育所等名	園児氏名 <small>(ふりがな)</small>	生年月日	クラス年齢	認定者番号
	<b>とうかい てつお 東海 鉄雄</b>	平成 <b>〇〇</b> 年 <b>〇〇</b> 月 <b>〇〇</b> 日 令和	<input type="checkbox"/> 歳児	<b>*****</b> 把握している場合記入してください。

○ 支給認定書情報 (保育の利用を必要とする理由)

保育必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間	児童との続柄	必要とする理由	【通勤時間・手段】 ※理由が「就労」の場合 ご記入ください。
保育の利用を必要とする理由		<b>父</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 自動車 <input checked="" type="checkbox"/> バス・電車 <input type="checkbox"/> その他 (自宅の最寄り: <b>南加木屋駅</b> ) (職場の最寄り: <b>栄駅</b> ) 片道 <u>1</u> 時間 <u>00</u> 分
		<b>母</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> バス・電車 <input type="checkbox"/> その他 (自宅の最寄り: ) (職場の最寄り: ) 片道 _____ 時間 <u>20</u> 分

○ 希望する利用形態 (修正させていただく場合がございます。)

希望する期間 (但し休祭日を除く)	令和 <b>6</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日から 令和 <b>7</b> 年 <b>3</b> 月 <b>31</b> 日まで
----------------------	--

※年度単位の申請書になります

希望利用状況

就労証明書の勤務形態等に沿い、利用が必要な時間にチェックしてください。  
原則この希望に沿って利用していただきます。  
また、土曜保育が必要ない場合は「不要」にチェックしてください。

平日保育 (月～金曜日 7:30～19:00) ((仮称) memorytree社山保育園のみ 7:30～20:00)	<input checked="" type="checkbox"/> 7:30 <input type="checkbox"/> 8:00 <input type="checkbox"/> 8:30 <input type="checkbox"/> 9:00 ( : ) 16:00 17:00 <input checked="" type="checkbox"/> 18:00 <input type="checkbox"/> 18:30 <input type="checkbox"/> 19:00 <input type="checkbox"/> 19:30 <input type="checkbox"/> 20:00
土曜保育 (7:30～19:00) ((仮称) memorytree社山保育園のみ 7:30～20:00)	<input checked="" type="checkbox"/> 7:30 <input type="checkbox"/> 8:00 <input type="checkbox"/> 8:30 <input type="checkbox"/> 9:00 ( <b>13:00</b> ) 16:00 17:00 18:00 18:30 19:00 <input type="checkbox"/> 19:30 <input type="checkbox"/> 20:00 <input type="checkbox"/> 不要

※19時以降も利用できるのはmemorytree社山保育園のみとなります。

園長所見

## 子育て支援事業

東海市では、都市宣言のひとつである「子育てと結婚を応援するまち東海市」の実現を目指し、子育てしやすい環境づくりに力を入れています。

### ◎市立保育所

#### 1 親子一日体験入園

年3回程度、1歳以上の子どもとその保護者に保育園を開放し、保育園児、保育士と関わりながら、好きな遊びをしたり給食を一緒に食べたりして、保育園での生活を親子で体験します。（予約必要・申込みは各保育園へ）

#### 2 保育園開放

月1回程度、子どもとその保護者に保育園を開放し、保育園児、保育士と関わりながら、好きな遊びをしたりして、保育園での生活を親子で体験します。（予約不要・午前中のみ開催）

### ◎子育て支援センター

東海市には親子が安心して遊べる場として、子育て総合支援センター・北部支援センター・南部支援センターの3つの支援センターがあります。

<主な事業>

#### 1 遊びの広場

常設の広場の他、年齢別に子どもの成長に合わせて親子で遊びを楽しむ広場があります。

#### 2 幼児一時預かり（総合・南部）

保護者がリフレッシュや病気などの理由で子どもを保育できない時に、一時的に子どもを預かり保育します。

対象児…満1歳から小学校就学前までの児童

#### 3 育児講座

親と子が育ち合うために、乳幼児期に必要な心と体の発育、発達について、専門家の先生に子育てのアドバイスやヒントを提供してもらいます。

#### 4 親子発達支援教室

発達がゆるやかな子どもとその保護者を対象に、発達を促す適切な関わり方を実践して学びます。

#### 5 育児支援親子教室

子どもへの関わり方がわからずに悩みや不安を抱えている方を対象に親子の遊び場を提供し、遊び方を知らせたり相談に応じたりします。

#### 6 子育て相談

子育て全般について相談を受けます。

内容に応じて関係機関の紹介をします。（利用者支援）

#### 7 子育てサークル

地域の親同士が子育ての意見交換や情報交換をしたり、共通の問題解決に取り組ん

だり、子育てに自信と喜びを持ち合う仲間作りをします。

#### 8 ファミリー・サポート・センター事業

「子育てのお手伝いをしたい方」（援助会員）と「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）が、地域で助け合いながら活動します。登録には講習受講が必要です。

対象児…0歳～小学6年生までの児童

#### 9 ママ応援事業（訪問型子育て支援事業）

子育て生活の中で支援を必要としている方（1歳未満）の自宅に、有償ボランティア（応援ママ）が訪問して、育児や家事を一緒に行い子育てを応援します。

対象児…1歳未満の児童

#### 10 えほん館

約3,700冊の乳幼児向けの絵本を用意しています。大きな絵本やしかけ絵本等、家庭にはあまりない本もたくさんあります。毎日読み聞かせもおこなっています。

#### <実施事業一覧>

	子育て総合支援センター	北部子育て支援センター	南部子育て支援センター
場 所	大田町後田 1158 ソラト太田川 3階 Tel (0562) 85-6177	名和町池西 45-1 東海市立名和保育園併設 Tel (052) 603-2888	加木屋町東大堀 28-34 東海市立大堀保育園併設 Tel (0562) 35-1011
開館時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時	午前9時～午後4時
休館日	原則月曜日 年末年始(12/29～1/3)	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)
遊びの広場	○	○	○
幼児一時預かり	午前9時～午後7時まで (当日受付は午後4時までの預かり) 利用料：1時間あたり730円 (1時間を超える30分毎に360円)		午前9時～午後4時まで 利用料：1時間あたり730円 (1時間を超える30分毎に360円)
育児講座	○		
親子発達支援教室	○	○	○
育児支援親子教室	○		
子育て相談	○ (利用者支援も実施) 直通 Tel (0562) 85-6668	○	○
子育てサークル	育成事業のみ		○
ファミリー・サポート・センター事業	活動時間：午前7時～午後9時 利用料：1時間あたり平日600円 土日祝日、年末年始700円 Tel (0562) 85-6556 ☆利用には登録が必要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ※ 幼児一時預かり及びファミリー・サポート・センター事業について、幼児教育・保育無償化により支払った利用料に係る給付を受けられる場合があります。 詳しくは子育て総合支援センターへお問合せください。                 </div>	
ママ応援事業	活動時間：午前8時30分～午後5時 利用料：1時間あたり800円 利用希望日の1週間前までに要申込み		
えほん館	○		

## ◎児童館

児童館ホームページ

乳幼児親子や18歳までの子どもたちが自由に遊べます。遊戯室、図書室、キッズルームなどがありますので、ぜひ遊びに来てください。



### <一般利用>

開館時間 (4~9月)午前9時~午後6時  
(10~3月)午前9時~午後5時

★休館日は月曜日、年末年始

※月・金・土が休日の場合は翌日

★乳幼児は保護者同伴でお願いします。

★本を借りることができます。

(絵本・児童書・保護者向け)

### 児童館キッズルームのご案内

キッズルームは、児童館にある乳幼児が遊ぶためのスペースです。

開館中は毎日予約なしでご利用いただけます。

乳幼児の年齢や興味に応じた遊具や玩具、絵本などもあり、親子で楽しく遊べます。

## 遊び場・スキップ

親子のふれあい、親同士の交流などを目的として開催しています。

・対象 1歳6か月~3歳

・開催日数 月2回(半年クール)

・時間 午前10時~11時

★受講の申し込みが必要です。(申し込みは各児童館へ)

## つどいの広場

未就園児とその保護者対象の広場です。厚生員と一緒に遊んだり、地域の子育て仲間とおしゃべりしたりしています。また、子育て相談も行っています。

★申し込みは不要

・対象 未就園児 ・開催日数 月1回

・時間 午前10時~11時



## 児童館一覧表



番号	名称	所在地	電話	キッズルーム
1	名和児童館	名和町塚森25	601-1888	
2	名和東児童館	名和町戸石48-10	601-8501	○
3	泉児童館	荒尾町泉3	604-0339	○
4	平洲児童館	荒尾町畑田43-1	601-4310	○
5	明倫児童館	富木島町貴船16-7	601-1220	
6	富木島児童館	富木島町西山田1-13	601-1500	○
7	姫島児童館	富木島町森前2	604-3266	○
8	大田児童館	大田町東畑117-7	0562-33-5420	
9	公家児童館	高横須賀町公家5-1	33-2194	○
10	養父児童館	養父町宮山17-1	32-4614	○
11	加木屋児童館	加木屋町仲新田43-1	34-3406	
12	三ツ池児童館	加木屋町三ツ池12-74	34-8842	○
13	加木屋南児童館	加木屋町南鹿持28-1	34-7968	○

## ◎その他子育て支援事業

### (1) 子ども家庭総合支援拠点

TEL (052) 689-1080 【受付時間：9時～17時】

家庭内の人間関係や子どもの福祉、子どもの養育などに関する相談を行っています。

### (2) 病児・病後児保育

子どもが病気で、保護者の就労等のため家庭での保育や集団保育ができない場合、当面の症状の急変が認められないとき、公立西知多総合病院内の院内保育所に併設した病児・病後児保育室でお子さんをお預かりします。

※お問い合わせ・事前登録は、幼児保育課 保育グループまで

### (3) 子育て応援情報誌

未就学児の家庭を対象に、育児に関する情報や、専門の方の執筆による子育て応援情報誌「わくわく！子育て」を隔月で発行しています。

### (4) 子育て応援サイト「ママフレ」

ママフレは、子育てを応援するウェブサイトです。

行政サービスを「届出」「健康」「おかね」「あずける」「相談」などに分類し、分かりやすく整理しています。

スマートフォンからもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

<https://tokai-city.mamafre.jp>





(問い合わせ先)

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所

市民福祉部 幼児保育課

TEL : (052) 603-2211

(0562) 33-1111